

2. 事業の目的と概要	
(1) 上位目標	事業地の障害児が車椅子を利用することで、座位を保ち、自分で移動できるようになり、身体および精神面において健康的な生活ができるようになる。
(2) 事業の必要性(背景)	<p>カンボジアでは内戦時に埋設された地雷等の被害により、多くの子ども達が身体的障害を負っている。</p> <p>更に地方や貧困家庭では出産時や幼児期に発症した脳性マヒによる障害児が多く見られるが、十分なリハビリや治療を受けることが出来ず自宅に放置されているケースが多い。現地厚生省の推定では人口の10%が身体的、精神的、知的障害者であるとされ、そのうち18歳以下の子どもが60%を占め、車椅子を所有する障害児は20%以下である。</p> <p>貧困家庭においては、経済的理由により車椅子を入手することができないため、障害児は寝たきりの状態となっている。</p> <p>治療やリハビリ指導を受けるために外出する際や、病院内やリハビリセンター内では、家族や病院スタッフ等が障害児を背負う等しており、負担となっている。</p> <p>カンボジア国内のリハビリセンター及び同センターを管轄する社会問題・退役軍人青年更正省(MOSVY)における財政的な理由により、リハビリテーションセンターでは、当会が過去に供与した障害児用中古車椅子を含めてもまだ充足されておらず、MOSVYからJAAC(JICA研修生同窓会。当会の現地カウンターパート)を通して当会へ追加供与の希望が寄せられた。</p> <p>現地では子ども用車椅子は大変高価であり、かつ購入できる機会が極めて少ないため、日本から中古品を輸送した方が安価かつ効率的に提供できる。</p>
(3) 事業内容	<p>(イ) 車椅子の収集 首都圏の特別支援学校16校のPTAおよびリハビリセンター等3ヶ所より無償提供(リスト別添)</p> <p>(ロ) 車椅子の洗浄、補修等の整備、梱包 子ども用車椅子メーカーの指導で当会理事・会員やボランティア(高校生、ボーイスカウトや一般社会人。30~40名程度)が無償で行う。</p> <p>(ハ) 車椅子の輸送 専門業者にコンテナ積・海上輸送・現地陸上輸送を依頼する。</p> <p>(ニ) 輸入手続き Invoice、Packing List、中古品の品質保証書、及び各車椅子の仕様と写真をJAACへ送付し、JAACから各書類をカンボジア当局へ提出し、輸入許可・関税免除の手続きを行う。</p> <p>(ホ) 引き渡し プノンペン市内において各リハビリセンターの代表者を集め、引き渡し式を行う。</p>

	<p>(へ) 車椅子の配布 各リハビリテーションセンターに所属する専門家（理学療法士、小児科医師）において障害児とその親を対象とした車椅子の整備の仕方と正しい使い方に関する研修を実施したうえで、各子どもの症状や発育状態に適合した車椅子を配布する。</p> <p>(ト) 覚書の締結 J A A CとM o S V Yとの間で、車椅子の供与・維持管理方法等に関する覚書を締結する予定。</p> <p>供与台数：80 台 供与先：カンボジア国内 11 ヶ所のリハビリテーションセンター</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Spinal Cord Rehabilitation Battambang 8 台 2. Battambang Physical Rehabilitation Center 7 台 3. Phnom Peng Physical Rehabilitation Center 7 台 4. Preah Sihanouk Physical Rehabilitation Center 7 台 5. Kampong Chhnang Physical Rehabilitation Center 7 台 6. Kratie Physical Rehabilitation Center 7 台 7. Prey Veng Physical Rehabilitation Center 7 台 8. Kien Khleang Physical Rehabilitation Center 7 台 9. Takeo Physical Rehabilitation Center 8 台 10. Siem Riep Physical Rehabilitation Center 7 台 11. Kampong Cham Physical Rehabilitation Center 8 台
(4) 持続発展性	<p>子どもの成長により車椅子が適合しなくなった場合は、各リハビリセンターの理学療法士の指導のもと、別の子どもへ引き渡すことで繰り返し利用する（車椅子の耐用年数はおおむね5～6年）。</p> <p>車椅子の管理義務はM o S V Yが負う。各リハビリセンターでは車椅子の利用状況を定期的にM o S V Yへ報告し、維持管理記録を作成し、5年間保存する。</p> <p>また、J A A Cは定期的にリハビリセンターを訪問し、利用状況のモニタリングを行い、結果を当会へ報告する。</p> <p>破損や故障により車椅子に不具合が生じた場合は、リハビリセンターからの要請に応じ、当会が補修修理のために必要な部品を無償で提供する。</p> <p>全ての車椅子には管理番号のステッカーを貼付し、機能やサイズを記した写真付きのリストと共に現地へ供与する。右リストは本邦の当会でも保管し、車椅子の故障等の場合には、リストを基に部品を手配し、現地へ無償で提供する。</p> <p>部品の要請方法は、リハビリセンターから当会へEメールにて行うこととしており、この要請方法はJ A A Cより各リハビリセンターへ周知する。</p> <p>車椅子に修理が必要となった場合は、各リハビリセンターのエンジ</p>

<p>(5) 期待される効果と成果を測る指標</p>	<p>ニアが行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 障害児が車椅子を利用し、自宅や施設内を自分で移動することができるようになる。 ◆ 外出が困難であった子どもが外気や日光に当たることで精神的な健康が得られる。 ◆ 寝たきりであった子どもの座位が保たれることで骨や筋肉の発達が助けられる。また、飲食が容易にできるようになる。 ◆ 病院やリハビリセンターへ行く際に、家族や病院スタッフ等が背負ったり抱いたりする必要が無くなる。 <p>以上の効果は、J A A Cから寄せられる報告書において確認する。</p> <p>裨益者数</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本案件により供与される車椅子の利用者：80名 2. 1. の介助者（主に家族）：約250名 3. 病院及びリハビリセンター職員：約80名 <p>なお、車椅子は子どもの成長により適合しなくなった際に、別の子どもへ引き渡される為、裨益者数はさらに増える見込み。</p>
----------------------------	---